

地域未来投資促進税制 概要 (～2022年度)

地域経済牽引事業計画 (都道府県の承認)

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置 (国の確認)

<課税特例の要件>

要件の客観化・明確化

- ①先進性を有すること
(※特定非常災害により被災した区域を除く)
- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

<上乗せ要件> (平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象)

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

<通常類型>

- ①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上

<サプライチェーン類型>

- ①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
- ①(2) 域内 (※) の取引額の増加率が一定水準以上
(※) 地域経済牽引事業を実施する都道府県内